

## 議第201号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例  
京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第4条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（別表第4において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第4中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

区 分		単 位	手 数 料
(1)	法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1件	31,000 <sup>円</sup>
(2)	法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通	630
(3)	法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回	460
(4)	法第29条第1項の規定に基づく保安業務（法第27条第1項に規定する保安業務をいう。(6)の項において同じ。）に係る認定の申請に対する審査		34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分（法第29

			1 件	条第1項に規定する保安業務区分をいう。次項及び(6)の項において同じ。)の数を乗じて得た額との合計額
(5)	法第32条第1項の規定に基づく保安機関(法第29条第1項の認定を受けた者をいう。次項において同じ。)の認定の更新の申請に対する審査		1 件	14,000円と6,900円に更新に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
(6)	法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等(法第2条第2項に規定する一般消費者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の数の増加の認可の申請に対する審査		1 件	20,000円と6,900円に一般消費者等の数の増加に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
(7)	法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1 件	55,000
		当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合		80,000
		当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合		98,000
(8)	法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設(同項第1号に規定する貯蔵施設をいう。以下この項から(11)の項までにおいて同じ。)又は特定供給設備(法第16条の2第1項に規定する特定供給設備をいう。以下この項から(11)の項までにおいて同じ。)の設置の許可の申請に対する審査		1 件	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
(9)	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		1 件	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
(10)	法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		1 件	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行ない、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(11)	法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(12)	法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査	1件	28,000円に充填設備の数を乗じて得た額
(13)	法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	1件	17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
(14)	法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件	36,000円に充填設備の数を乗じて得た額
(15)	法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件	27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
(16)	法第37条の6第1項の規定に基づく充填設備の保安検査	1件	27,000円に保安検査に係る充填設備の数を乗じて得た額

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料について定める必要があるので提案する。